

平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 8 月

独立行政法人労働政策研究・研修機構

1. 平成 20 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(61.5%) 67	(71.9%) 5.84	(75.9%) 63	(86.9%) 6.12	(△6.0%) △4	(4.8%) 0.28	(73.4%) 80	(83.2%) 6.76
企画競争・公募	(6.4%) 7	(3.1%) 0.25	(1.2%) 1	(0.8%) 0.06	(△85.7%) △6	(△76.0%) △0.19	(10.1%) 11	(10.4%) 0.84
競争性のある 契約 (小計)	(67.9%) 74	(75.0%) 6.09	(77.1%) 64	(87.7%) 6.17	(△13.5%) △10	(1.3%) 0.08	(83.5%) 91	(93.6%) 7.60
競争性のない 随意契約	(32.1%) 35	(25.0%) 2.03	(22.9%) 19	(12.3%) 0.86	(△45.7%) △16	(△57.6%) △1.17	(16.5%) 18	(6.4%) 0.52
合 計	(100%) 109	(100%) 8.13	(100%) 83	(100%) 7.04	(△23.9%) △26	(△13.4%) △1.09	(100%) 109	(100%) 8.13

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 25 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画を、契約監視委員会の点検結果を踏まえて策定し直した「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 4 月)である。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成 20 年度における競争性のない随意契約（35 件）のうち、平成 25 年度において継続しているものは 14 件（16.9%）であり、見直し計画に掲げた目標件数（18 件（16.5%））を達成した。しかしながら、平成 25 年度において、昨年度に続いて朝霞エネルギーセンター（機構労働大学校、国税庁事務管理センター、埼玉県警機動隊の三者で共同運営している熱源供給施設）の電気料金に関し、三者を代表し国税庁において入札を行ったが落札者がいなかった案件や、入札による図書館管理システム入れ替えに伴う旧システムからのデータ抽出等に関し、システムの開発元のみがシステムプログラムを把握しており他社では請負えない案件など、新たに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない案件が生じたこと等により、競争性のない随意契約の件数及び金額の割合は、見直し計画に掲げた割合を上回る結果となった。

3. 一者応札・応募の改善状況

（単位：件、億円）

		平成 20 年度	平成 25 年度	比較増△減
2 者以上	件数	53 (71.6%)	59 (92.2%)	6 (11.3%)
	金額	4.81 (78.9%)	5.96 (96.6%)	1.15 (23.9%)
1 者以下	件数	21 (28.4%)	5 (7.8%)	△16 (△76.2%)
	金額	1.28 (21.1%)	0.21 (3.4%)	△1.07 (△83.6%)
合 計	件数	74 (100%)	64 (100%)	△10 (△13.5%)
	金額	6.09 (100%)	6.17 (100%)	0.08 (1.3%)

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

4. 一者応札、一者応募に係る改善方策

(URL <http://www.jil.go.jp/information/keiri/ousatsu/index.htm>)

5. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成25年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長）により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）